

## 平成29年度事業計画

### はじめに

平成28年は、英国のEU離脱や米大統領選に見られる保護主義的傾向が続き、経済グローバル化への反発だけでなく、我が国と同様に、各国が雇用・格差等内なる悩みを抱えている現実を改めて実感した。このような世界情勢の中、我が国は平成29年5月、憲法施行70年を迎える。多方面で活発な議論が予想されるが、我々も決して傍観者であってはならない。また、政府の社会・経済政策は、誰もが生きがいを持って充実した生活を送ることができる一億総活躍社会の実現に向け、アベノミクス「新・三本の矢」に沿った施策を推進するとし、地方創生、子育て・介護の環境整備等の取組を進めるとしている。神戸市開港150年を始め、産業・自然・文化に個性豊かな顔を持つ兵庫県においても「人口が減少し、少子高齢社会であっても、安定し、活力を保ち続ける地域を創る。」ことを基本的な目標としている。

では、司法書士を取り巻くこのような社会情勢を踏まえ、我々は社会とどのように関わっていくべきであろうか。現代社会の根底にある「不安」、中でも経済的不安、子育て・教育の不安、高齢介護不安を持つ人々への法的支援が、今こそ我々に求められているのではなかろうか。それは登記・裁判業務を通じた権利保護にとどまらず、経済的弱者支援、消費者被害者救済、消費者教育、高齢者・障がい者・未成年等の権利擁護活動等を通じ、我々の制度に課せられた使命と目的に従い、直接、市民目線にたって業務に徹することであると考える。このような社会に貢献する活動が、将来にわたって司法書士制度を繋げていけるものと確信するものである。

これらの目的を達成するため兵庫県司法書士会は、市民に安心して制度を利用してもらえる環境づくり（執務倫理の向上、研修機会の拡充、相談会の充実、市民公開講座の開催等）、会員自身が安心して業務ができる基盤整備づくり（司法書士法改正、法定相続情報証明制度への対応、登記相談の改善）、更には当会と支部とが会費を分担して事業活動するための透明な組織づくりを基本に事業計画を策定した。そして、将来に夢の持てる制度を目指して行く。その具体的計画として、次のとおり提案したい。

### 第1に、平成29年度事業計画予算全般について

- (1) 定額会費は当面、1ヶ月23,000円を堅持すると共に、事業費総額については、予算と決算との乖離を極力抑える。
- (2) 会館積立金については金3000万円へ増額し将来に備える。
- (3) 支部助成金制度は、当面維持する。
- (4) 会則第57条特別委員会の設置を予定し、公益法人会計基準に準拠した、当会と支部の「財布は一つ」との原則の基、支部間の会計項目のできる限りの統一化を図ると共に、当会と支部との事業の分業についても検討する。

### 第2に、司法書士会運営体制について

- (1) 8事業部門と調停センター、会則等規定の委員会組織を維持し、東日本大震災災害対策部、空き家空地等対策委員会は継続する。

- ( 2 ) 法務局（総務系、事業系） 地方裁判所・家庭裁判所、法テラス等外部団体に対する担当者の明確化を図る。
- ( 3 ) 各部の業務分掌や役員、委員長等の権限分掌等の徹底により事業の効率化を図る。
- ( 4 ) 事務局担当理事の設置の可否を検討する。
- ( 5 ) 会館管理運営改善に向けた、会館利用に関する関係部門会議を開催する。
- ( 6 ) 高齢会員に対する、会費及び年次制研修履修に対する配慮を検討する。

第 3 に、未来につなぐ相続登記の推進に向けて法務局と連携すると共に、法定相続情報証明制度の稼働に備え、時機を逸することなく司法書士が十分に活用されるよう利用者や法務局・金融機関等の関係機関に働きかける。

第 4 に、各部・各委員会の事業計画について若干補足する。

司法書士が市民に提供する法的サービスの中心事業である、相談事業部における無料法律相談事業は継続する。高校・大学や自治会等への会員派遣事業、親子法律教室・一日司法書士体験事業、自死対策への取り組み、生活困窮者への法的支援等社会事業部が実施する活動を推進する。空き家空地等対策委員会は継続設置し、市民からの相談に応じるとともに、市町と連携した具体的な事業展開を図っていく。司法書士制度を市民により分かりやすく伝え利用してもらうための広報事業は非常に重要である。広報効果や如何にとの議論はあるが、許される予算の中で、兵庫県全域を意識した事業展開を図る。研修部は、各種研修事業を始め、毎年相当数の会員研修会を実施しているが、より参加しやすいライブオン研修を拡大していく。企画研究部は、常設委員会の他、時機に応じた委員会を設置し研究を重ねる。会員事業部においては会報の発行・親睦事業の継続の他、司法書士法人との意見交換を企画するなどして、会員の帰属意識の向上を図っていく。いつどこで発生しても不思議でない大規模災害に対する組織としての初期対応方法を整備し、会員への周知を図る。東日本大震災による被災者、福島第一原子力発電所事故による被害者に対する支援については、今後共、日本司法書士会連合会（以下、「日司連」という。）近畿司法書士会連合会（以下、「近司連」という。）と連携して継続する。調停センター「ぼると」の運営も継続すると共に、全国の調停センターの実施情報を得て、将来に向けた施策を検討する。不動産・商業登記オンラインの推進については支部並びに法務局と連携して申請率の向上を図っていく。我々がこれまで携わってきた本人訴訟支援型の裁判書類作成業務を不安なく行えるよう会員に研修等により周知していく。また、関与率が低迷する簡裁訴訟代理業務の推進、民事調停並びに法テラスの利用促進について具体的な方策を検討する。非司法書士対策については、近司連と連携し、具体的効果が図れるよう対応する。（公社）成年後見センター・リーガルサポート兵庫支部との連携はこれまで同様継続する。

以上のとおり当会が実施する事業は広範囲に及ぶだけでなく、11の支部及び関連団体としてリーガルサポート兵庫支部、（一社）兵庫県公共嘱託登記司法書士協会、兵庫県司法書士政治連盟、兵庫県青年司法書士会が存在する。会員数は1040名を超えるが、会務に無関心な会員も相当な割合で存在し、制度の将来が危ぶまれてならない。会員各自が会（制度）あつての会員であることも自覚していただき、乞われた会務に「喜んで」と、積極的な参加を望むものである。最後に、使命規定、法律相談権、懲戒の除斥期間

等の司法書士法改正を実現できるよう、当会は兵庫県司法書士政治連盟と協働し、これからも責任ある行動をとっていく所存である。今後とも、会員の協力を切に期待する。

## 1．総務部

総務所管と会員の執務等に関する問合せ等対応所管とに分け、それらを統括する部門としての体制を維持し、各事業部門、事務局と十分な連絡、連携を図り、会員の執務向上に資するよう努める。

### (1) 総務課

必要に応じて、会則をはじめとする規定の整備、見直しを図る。

事務局の執務環境、労働環境の改善、向上に努める。

会館設備の維持、管理及び必要に応じて機器、システム等の交換、導入を実施する。

### (2) 業務課

会員の執務等に関する問合せ等につき、これまでの対応方法等を検証し、担当者の負担軽減を図るとともに、これまで以上に実効性、即応性を持った対応を実施できるよう体制の改善を図る。

会員の執務等に関する問合せ等は、会員の身分に関する問題に発展する可能性を孕んでいることから、関係各所各部門との連携を十分に行い、適正かつ迅速に対応するよう努める。

### (3) 非司法書士対策委員会

平成29年度も司法書士法施行規則第41条の2の規定による調査（いわゆる非司調査）を中心に事業を推進していく。

調査結果が実効性のあるものとなるよう調査方法を工夫する。

また、会員や市民等から司法書士以外による司法書士法違反行為に関する情報提供があった場合、適切な調査を行い対処していく。

## 2．経理部

当会事業運営及び管理における費用支出について、各部門長と連絡を密にして、会計処理を円滑に行い、財務面の執行状況等情報の提供を行うとともに、費用対効果を念頭において、各部、委員会事務局等と連携し、経費節減及び事務の効率化に努める。

## 3．企画研究部

継続して企画研究を行う3つの常設委員会と、短期的にテーマを絞って企画研究を行う特命委員会の委員会を置き、それぞれ、次のとおり事業に取り組む。

### (1) 常設委員会

平成28年度と同様に、会則上企画研究部の所管とされている業務の改善に関する

企画及び立案並びに研究を行うため、常設で下記委員会を設置する。

各委員会は、下記の事業計画に従い、法改正への対応、日司連からの意見照会への対応、支部からの講師派遣依頼への対応、会長声明文の起案、法務局・裁判所等との連絡調整、その他会長からの指示事項への対応などを行う。

#### ア 不動産登記検討委員会

平成28年度に続き不動産登記法・不動産登記規則等の改正への対応や不動産登記業務の執務姿勢のあり方等の企画研究を行う。

不動産登記事務取扱手続準則一部改正後の執務姿勢のあり方、日常業務で問題となる点を中心に企画研究し、法務局との登記事務連絡会を含む情報等の不動産登記業務に関連する情報を発信する。

時代に合致した新たな不動産登記制度の提案のため、我が国の不動産登記制度と他国の制度との検証・比較研究を行う。

例) マレーシアの不動産所有制度と登記制度の調査・検討

オーストラリアの学会、日司連総合研究所業務開発部等の情報収集等  
原本保管システム・法定相続情報証明制度等について検討する。

上記の各事業につき、外部有識者との意見交換または公開研究会を実施する。

#### イ 商事法検討委員会（改称）

司法書士の商業登記及びその関連分野における会員のシンクタンクとなるよう、以下の事業を計画すると共に、関連業務の検討も行うため、委員会の名称を「商事法検討委員会」と変更する。

規則第31条業務を含む商業登記に関する前段階業務への関わりの検討

株主総会開催の前段階業務等の、商業登記申請のために企業が行う準備、手続等に司法書士がどのように関与することができるか検討し、新しい商業登記への関与の方法を研究する。

また、外部の団体とも協力し、公開研究会を年1回程度行う。

商業登記における困難事例の検討

実務上の困難な事例を抽出し、法務局との事務連絡会のテーマとして提供したり、会員への情報発信を行う。

その他

- ・商業法人登記をめぐる状況の改善（非司調査への協力）
- ・支部等からの講師派遣の要請に対する対応

#### ウ 裁判事務推進委員会

裁判事務（簡裁訴訟代理業務及び裁判所提出書類作成業）の推進のため、以下の事業を計画する。

簡裁訴訟代理業務の受託推進策の検討

- ・簡裁訴訟代理業務の受託推進のため、特に消費者事件に関して、会員への啓発や受託体制の整備、行政機関との連携等について検討する。
- ・定期的に行われる簡易裁判所との連絡協議会への対応を行う。
- ・少額事件に対する報酬助成制度の周知や適正な運用を図る。

- ・民事調停及び法テラスの利用促進について具体的な方策を検討する。  
裁判所提出書類作成業務における本人訴訟支援のあり方の検討  
平成28年度に実施した会員との意見交換会の結果を踏まえ、本人訴訟支援のあり方について引き続き検討する。
- その他  
裁判業務分野における重要判例や法改正への対応を行う。

## (2) 特命委員会

### ア 財産管理業務対策委員会（改称）

会長の諮問により、平成29年3月末日を期限として、特命委員会として財産管理業務対策特命委員会が設置され、当該委員会において、遺産承継に関する業務についてのマニュアルの原案が作成された。

なお、特命委員会は、短期的にテーマを絞ったの委員会であるが当委員会に対する会長の諮問の根底にあるのは、遺産承継業務を司法書士の業務として普及させることであることから、少なくとも、平成29年度においても当該業務への取り組みが必要であると考え、以下の事業を中心に活動を継続する。

遺産承継に関するマニュアルの精査、発行

マニュアル原案の精査および修正を行い、平成29年度中にマニュアルを発行する。

遺産承継業務の会員への普及

業務内容の周知と、クレーム発生防止のための啓発を行い、業務の普及推進を図るため、遺産承継業務についての研修の企画などを行う。

その他

クレーム事案や、執務環境の変化についての情報収集のため、同種の業務を検討する他会の委員会と連絡・情報交換を行い、会員への情報提供などを行う。

### イ 民法改正対策委員会（改称）

上記委員会と同様に、平成29年度においても、民法（債権関係）の改正法案が審議される可能性が高いこと、民法（相続関係）の改正要綱案が示される可能性が高いことから、引き続きこれらをフォローすることが必要であるとの認識の下、委員会の継続が必要であり、委員会の活動対象について検討し活動を継続する。なお、委員会の人的体制を考慮すれば、民法関係に絞るのが妥当であり、以下の事業を計画する。

情報収集等

国会で審議されている債権法の改正法案や法制審議会で審議されている相続法制の改正法案等、これらの審議状況等の情報収集等を行う。

会員向けの啓発

研修部等との連携又は独自に企画する研修会等を通じた会員向けの啓発を行う。

会としての意見の取りまとめ

必要に応じて、パブリックコメント等をはじめとする会としての意見の取りまとめを行う。

市民団体等に対する情報提供等

社会事業部等との連携又は独自に企画する市民公開講座等を活用した市民団体等

に対する情報提供等を行う。

研修会等

会員が円滑に改正法へ対応できるように、民法基礎講座等をはじめとする現行民法の基本部分を解説する研修会等を行う。

#### 4．研修部

##### (1) 会員研修

基本的にはここ数年の方針を踏襲していき、平成27年度日司連のモデル会として実施した新入会員研修プログラムも、引き続き実施する。また日司連の研修の同時配信の実績を踏まえ、研修の同時配信についての運用を進めていく。さらに、他部会との連携を図り、日程的にも無理のない研修会の開催を実施する。

中央研修会

時宜に応じたテーマを選定しつつ、土曜日の開催を中心とした中央研修会を年8回程度開催する。

実務研修会

日常業務に密接なテーマ、特定分野に関する専門的テーマを取り扱う実務研修会を平日夜の開催を中心として年8～10回程度開催する。

映像配信システム

講師及び講演内容に関する特段の事情がない限り、中央研修会及び実務研修会は映像配信システムにより配信し、受講機会の更なる提供を行う。

支部研修との連携

支部研修だけで12単位取得できるよう各支部との連携を図る。

新入会員研修

2カ月に1回のペースで、新規登録者を対象に職務上請求の留意点、報酬についての考え方について研修を実施する。

新入会員研修プログラム

入会后3年未満の会員(予定)を対象に、不動産・商業・裁判の各分野を1回ずつ、日司連のeラーニングと事前課題とスクーリングを合わせた形での研修を開催する。

年次制研修

神戸、淡路、姫路、但馬の4か所での開催を予定し、開催地の各支部とも協力しながら円滑な運営を行う。

研修同時配信

現在司法書士会館を会場として行うことの多い研修を、別会場にて受講できるよう整備運用を開始する。

##### (2) 新人研修

日司連が定める新人研修のうち、いわゆる単位会で開催されるものは配属修習のことを指すが、合格者のすべてが配属修習を受講するわけではない。そのため、当会では引き続き、集合形式の研修を行う。

日司連中央研修、近司連新人研修と内容が重複しないように、新人研修のカリキュラ

ム構成を工夫して実施していく予定である。

配属修習は、平成29年度も希望者全員を対象に実施する予定であるが、会員の皆様には指導員としてご協力いただくことをお願いしたい。

### (3) 補助者研修

司法書士制度、司法書士倫理など補助者として最低限理解すべき事項や、職務上請求用紙の使用方法など補助者として備えるべき執務上の留意事項を中心に年1回開催する。

## 5. 社会事業部

(1) 法教育を中心に、各支部と十分な意思疎通を図りながら地域に密着した事業展開を図り、司法書士の認知度を高める。

ア 講師派遣事業の実施

イ 講師団の充実、関連団体等との情報交換、ネットワーク構築の推進等

ウ 学校、市民向け講座の講師報酬の増額（現行2万円から3万円）

(2) 人権擁護の観点から様々な社会問題に積極的に取り組む。

ア 生活困窮者の権利擁護活動の拡充、関連団体との連携強化

イ 自死問題に関するネットワーク構築の推進

ウ 権利擁護を含む人権擁護に関する問題への対応、関連団体等との情報交換等

(3) 司法書士の取り組みを積極的に外部に発信し、関係諸機関、関連団体等との交流を推進する。

ア 司法書士の取り組みを積極的に外部に発信する事業

一日司法書士事業の実施

親子法律教室事業の実施

イ 関係諸機関、関連団体等との交流を推進する事業

甲南大学、神戸学院大学への講師派遣

消費者センター相談員等との事例検討会開催

学識経験者等を招聘しての意見交換会開催

兵庫県立森林大学校への講師派遣

## 6. 会員事業部

(1) 兵庫県司法書士会会報について

「会報」は、例年通り、月1回の割合で継続して発行し、専門的な内容の掲載についても実施すると同時に、会報のあり方についても引き続き検討する。

(2) 親睦事業

平成28年度に引き続き、平成29年度も会員が参加しやすい形式にて、親睦事業を実施する。

(3) 会員の帰属意識の向上に寄与できるような新規事業の検討を行い実施する。

( 4 ) 司法書士法人会員との意見交換会等の企画検討を行う。

( 5 ) 会員が会務に携るに際して可能な限り負担軽減を図れるような施策を検討する。

## 7 . 相談事業部

### ( 1 ) 司法書士総合相談センター

司法書士総合相談センター規程に基づく相談事業の内容を、 相談会運営事業 ( 常設相談会 ) 相談員派遣事業 ( 市役所等の常設相談会への相談員派遣 ) 其他事業、の3つに分類した整理を継続して行う。

常設相談会については、管理運営の主体は当会の相談事業部であること、支部委託の相談会の実質的な運営主体は支部であり、その責任者は相談事業部の相談センター運営委員であること、各相談会は総合相談センターの会場として位置づけられること、を明確にしたうえで、相談センター運営委員による適正な運営を行う。また、相談件数等に応じた適正な相談員数・開催回数等の検証に基づく相談会の整備を行うとともに、各相談会場ごとに設定した予算の範囲内で運営を行う。

相談員派遣事業については、平成28年度と同じく5会場で継続して行う。

其他事業については、平成28年度と同じく行政等が主催する臨時的相談会への相談員の派遣等を行う。また、必要に応じて、企画研究部等と連携した臨時相談会を開催する。

また、総合相談センターの予約案内電話の司法書士による対応、日本司法支援センター ( 法テラス ) から回付される日司連電話相談センターの担当についても継続して行う。

### ( 2 ) 地域連携対策

兵庫県多重債務者対策協議会の一員として、平成29年度も行政と連携した相談会の開催または相談員の派遣を行う。

巡回法律相談事業は、近司連及び青年会と協力して行う。

## 8 . 広報部

### ( 1 ) 広報 ( P R )

#### ア 広報 ( メディアリレーションズ )

司法書士の知名度を高め、その有用性を社会に知らしめるべく、広報部の主要部門として位置づけ、司法書士会並びに関連団体における事業活動を中心にマスメディアに対しニュースリリースにて随時発信する。

司法書士会および会員・関連団体の活動を理解してもらうため、各事業部等の情報収集をし、対外連絡体制の構築のため、マスメディア関係者との懇談会を実施する。

#### イ ホームページ

トップページ ( トピックス・コラム ) 各種相談会・講演イベント等の告知を適時更



新し、各事業部との連携を図りつつ、コンテンツの充実をはかり、会員を含めた市民がアクセスしやすく見やすいホームページの表示（リンクページの集約、スマートフォン画面表示対応等）を検討・実施する。

また、迅速、簡易な情報発信ツールとして、フェイスブック等のSNSの利用を検討し、必要に応じて実施する。

## （２）広告

司法書士制度の有用性を社会に知らしめ、司法書士の認知度向上をはかることを目的とする。また、どの広告媒体から問合せされているか、電話対応（総合相談センター）やアンケート（県民だより）からその効果をはかる。

### ア テレビCM

兵庫県全域をこえ、近畿一円に放送が流れる関係から、テレビCMは、近司連と連携して実施する。

### イ 新聞広告

兵庫県全域にて、最も購読者が多い神戸新聞にて、新聞で２番目に閲読率の高いテレビ面に毎日カラ で掲載される特殊雑報広告を実施する。この有料広告の利用は、毎月１回以上のパブリシティー枠が利用できることを前提として実施する。

### ウ 県民だよりひょうご

平成２９年度も、兵庫県内の全世帯に配布されている「県民だよりひょうご」にて、広告を行う。

## （３）その他

### ア 相続登記の促進に関する広報活動

「未来へつなぐ相続登記」のチラシを配布する等、神戸地方法務局と協力しつつ、相続登記の促進に繋がる広報活動を行う。

### イ 広報グッズ等

必要に応じて、広報グッズ、チラシ・パンフレット等の発注・管理を行い、適宜、配布する。

### ウ 他部署の当会事業にかかわる広報活動

他部署において実施する相談会、セミナー、イベント等の事業に関し、当該他部署との連携を図り、必要に応じて、広報活動において協力、バックアップを行う。

### エ 広報に関する公開研究会

当会会員自らが司法書士制度の広報活動に参加できるように、広報に関する公開研究会を実施する。

## ９．調停センターぼると

「調停センターぼると」は、平成２５年９月３日付法務大臣より認証を受け、調停センター運営委員会が運営を担っている。

### （１）研修事業

手続実施者・利用相談員・事件管理者（以下、「手続実施者等」という。）向けの研修を実施しているが、手続実施者等の人数が不足している。平成２９年度も引き続き

「調停センターぼると」の手続実施者等の増員を図るため、近司連対話調停センターや当会研修部と連携し、会員向け研修を実施する。

## (2) 広報事業

平成27年度より利用相談、調停申込が増加傾向にある。そのほとんどはホームページを経由しての問い合わせか、会員からの紹介である。しかし、ADR自体を含む「調停センターぼると」に対する、市民や会員への知名度や認識はまだ不十分であると考えられる。平成29年度は、当会相談事業部と連携し各種相談会場における相談員や電話相談員に対する広報と、同広報部と連携し市民が一目でわかりやすいホームページとなるように該当箇所のリニューアルを実施する。

## (3) 運営事業・総務

会員に関わってもらいやすく、市民が利用しやすい「調停センターぼると」にするため、手続実施規程等や様式を随時見直し、センターの運営方法について設置規則や運営規程を改定する。また、他団体との交流 現在稼働している他会の調停センターや兵庫県内のADR機関と合同研修会や情報交換会を行う。

## 10. 東日本大震災災害対策部

東日本大震災と福島第一原発事故の現地の被災者及び避難者の生活基盤の復興には、克服しなければならない問題が山積している。当会では、地元単位会・近司連・日司連等関係諸団体と連携し、災害復興支援事務所等への相談員派遣等の支援体制を維持する。

また、近畿圏・兵庫県への広域避難者を含めた支援活動やその意義等についても、状況の変化に対応し、シンポジウム開催等を検討して情報発信を継続的且つ積極的に行う。

## 11. 緊急災害対策委員会

平成28年度に、当委員会規程の見直しと委員会運営要領を策定したところである。平成29年度においては、より実効性のあるものとしていくとともに、当会災害対策部・近司連・日司連災害対策関連部門と連携して災害対策活動に取り組む。

## 12. 空き家空地等対策委員会

### (1) 空き家空地対策に取り組む自治体への支援

### (2) 問題解決に取り組む市民への啓発、積極支援

### (3) 上記の空き家空地問題に関わる会員への支援、情報提供、情報交換